

職場に飛び交う **愛言葉**

ご安全に！



大分労働基準監督署 安全衛生課

☎ 870-0016

大分市新川町2-1-36大分合同庁舎2階

☎ 097-535-1513



管轄区域

大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市
速見郡日出町・東国東郡姫島村

▶脚立からの墜落災害

令和8年7月、エアコン設置工事現場において、脚立上でダクトの取付作業を行っていたところ、約2m下のコンクリート地面に墜落したもの。

脚立作業を行う前に安全面から以下の観点での検討をお願いします。



(イラストはイメージです。)

はしごや脚立を使う前に、まず検討！

ココが Point!

はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？

墜落の危険性が相対的に低い

- ・ローリングタワー（移動式足場）
- ・可搬式作業台
- ・手すり付き脚立
- ・高所作業車

などに変更できませんか？

※足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。

※はしごは、原則、昇降のみに使用してください。



やむを得ず脚立作業を行う場合には、こちらのQRコードからチェックリストをダウンロードし活用してください。また、ハーネス型安全帯等の要求性能墜落制止用器具を使用してください。



令和8年 労働災害発生状況

R8.8月末
速報値

	令和8年		令和7年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	6	483	2	403	+4	+80

<業種別内訳>

大分署管内コロナ除く

製造業		58		41		+17
建設業	3	73	1	55	+2	+18
運輸交通業		56	1	39	▼1	+17
農林業	2	10		8	+2	+2
他の産業		5		2		+3
第三次産業	1	281		258	+1	+23
商業		83		66		+17
保健衛生業		74		61		+13
接客娯楽業		48		56		▼8
清掃・と畜業	1	43		39	+1	+4

※ 上表の統計は、労働者死傷病報告により令和8年8月末現在と前年同期の死傷者数を比較集計したもの。

※ 他の産業とは、鉱業・貨物取扱・畜産水産の合計。

管内で死亡災害が多発しています！

▶けん引ワイヤロープのフック部の破損による災害

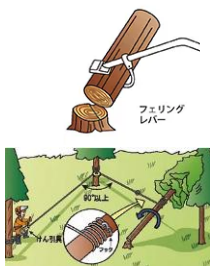
令和8年8月、ドラグ・ショベルに設置されたウインチを使用してかかり木を処理するため、ワイヤーを木に巻き付けフックで固定した状態で、被災者がウインチを稼働させ引っ張ったところ、フックが破損し、フックの一部が飛来し退避していた被災者の上腕に直撃したもの。

▶かかり木の下敷きによる災害

令和8年8月、被災者が伐倒した木がかかり木となったため、これを処理する作業中、かかっていた木が落下し被災者に直撃したものと推定されます。※現在調査中のため発生状況は未確定

【安全なかかり木処理方法】

- ▶小径木のかかり木は、棒、木回し、フェリングレバーなどを使って、樹幹を回したり、元口を回したりして外しましょう。
- ▶中大径木の場合は、けん引具を使用して離れた場所で行いましょう。



ココが Point!

かかり木処理作業を安全に！

【労働安全衛生規則第478条】

▶かかり木処理は放置することなく速やかに処理すること。やむを得ない事情により速やかに処理できない場合はかかり木に接近できないように立ち入り禁止措置を講じること。

▶かかり木を処理するにあたり、以下の①及び②の行為は禁止されています。なお、③は禁止されているものではありませんが、過去、死亡災害も発生しており安全な処理方法とは言えませんので避けましょう。



「ご安全に！」は、大分労働局ホームページに掲載されています。

大分労働局 ご安全に

検索

令和8年度

全国労働衛生週間

第77回全国労働衛生週間は、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、全国一斉に実施されます。

本週間中においては、以下の実施事項を参考に労働衛生意識の向上のための取り組みを行いましょ。

スローガン **ひとりひとりが貴重な人材
心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場**

全国労働衛生週間（10/1～7）に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガンなどの掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- ⑥ その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

労働者50人未満の事業場も
ストレスチェックが義務化

現行法ではストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられており、50人未満は努力義務となっていたところ、これが全ての事業場に義務化されます。

なお、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間が設けられます。

※施行期日：令和10年4月1日

	ストレス チェック	集団分析 職場環境改善
50人以上 の事業場	義務	努力義務
50人未満 の事業場	努力義務 →義務	努力義務

建設工事無災害表彰を授与しました

▶大林組・新成建設建設共同企業体
大分（5）構内道路整備土木工事

7月3日、大分労働基準監督署において、建設工事無災害表彰式を執り行いました。本工事は令和5年11月から令和8年4月までの約2.5年にわたり、延べ約15,600人が入場し施工しました。

元方事業場と全ての関係請負人が一体となって安全管理を行い全工期無災害で竣工したものです。

※写真は大林組の柏原工事事務所長（左）、金田大分監督署長（右）



大分労働局

公式 SNS



労働行政に関する
最新情報を
いち早くお届けします

Instagram



アカウント名：大分労働局（oita.roudoukyoku）

法改正に関する情報やリーフレット、労働局・監督署・ハローワークが開催する様々なイベントやキャンペーンに関する情報を発信していきます。是非、フォローをお願いします。

アカウント名：大分労働局公式YouTubeチャンネル

労働局・監督署・ハローワークが開催した説明会のアーカイブ動画などを発信していきます。是非、チャンネル登録をお願いします。



YouTube